

## 畿央大学現代教育研究所規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人冬木学園（以下「学園」という。）畿央大学（以下「本学」という。）学則第4条3第2項の規定に基づき、本学現代教育研究所（以下「研究所」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (研究所の目的)

第2条 研究所は、現代の教育課題に深く切り込む研究を学内外の諸機関及び地域社会との連携のもとに推進する。もって本学の教育・研究水準を向上させ、現職教員の力量形成並びに地域社会の教育活動支援を行い、個人、家庭、学校及び社会全体の教育力の向上発展に寄与することをめざす。

### (研究所の事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) プロジェクト研究の実施と社会への還元
- (2) 教育実践に関わる調査・研究とその成果の刊行
- (3) 学外機関との共同研究、学外機関からの受託研究その他調査・翻訳等
- (4) 図書・資料・教育情報等の収集と管理
- (5) 小学校等の現職教員の研修・学習機会の提供
- (6) 地域の教育活動の支援
- (7) 研究会、講演会、公開講座等の開催
- (8) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

### (職員)

第4条 研究所に次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 研究所長 1名
- (2) 研究員 若干名

### (研究所長)

第5条 研究所長は本学専任教員から本学学長（以下「学長」という。）が選任し、学園理事長が任命する。

2 研究所長は研究所の事業を統括し研究所を代表する。

3 研究所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 研究所長が欠けたときは、本条第1項に基づき速やかに後任者を任命する。その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (研究員)

第6条 研究所に研究に携わる研究員をおくことができる。

2 研究員は研究所の研究・調査等に参加する本学の専任教員、特別任用教員、客員研究員及びその他の研究員で、第7条に規定する研究所運営委員会が推薦し、学長が認めた者をもってこれに当てる。

### (研究所運営委員会)

第7条 研究所の運営に関する重要事項を審議するため、研究所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(事務)

第8条 研究所に関する事務は、大学事務局総務部で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長がおこなう。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。